

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところである。

今般、「電磁両立性に係る協定規則（第 10 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 153 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 23 年 10 月 28 日に当該改正案が発効される予定となっている。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下、「細目告示」という。）「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」等を改正することとする。

2. 改正概要

（1）細目告示の改正関係

① 電気装置（細目告示第 21 条及び第 99 条）

「電磁両立性に係る協定規則（第 10 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正する。

【適用範囲】

- 外部から電力を供給する自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。）に備える電気装置に適用する。

【改正概要】

- 外部から電力を供給する自動車（電気自動車、電気式ハイブリッド自動車等）の充電中における電磁両立性（電磁波により無線設備に対し重大な影響を与えず、かつ、無線設備から電磁波による重大な影響を受けないこと。）の基準を規定する。

【適用時期】

- 新型車：平成 28 年 8 月 1 日より適用する。
- 継続生産車：平成 28 年 10 月 28 日より適用する。

② 前照灯（細目告示第 42 条、第 120 条、第 198 条及び別添 52 関係）

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」、「前照灯（放電管式）に係る協定規則（第 98 号）」、「前照灯（電球式及び LED モジュール式）に係る協定規則（第 112 号）」及び「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正する。

【適用範囲】

- 自動車に備える前照灯に適用する（従前から変更なし）。

【改正概要】

(a) 前照灯（全般）

- 走行用前照灯の作動を自動で制御できる機能に係る要件について、以下のとおり規定する。
 - ✓ 手動でも制御ができ、かつ、自動制御を手動で解除することができること。
 - ✓ 自動で制御していることを運転手に表示すること。
 - ✓ 下表の領域においては、周囲の車両からの光を検出できること。

センサの取付高さ（センサ開口部中心の地上高さ）	2.0m 未満の場合	1.5m 以上 2.5m 以下の場合	2.0m を超える場合
水平角度	15° 左方及び 15° 右方		
上方角度	5°		
下方角度	2°	2° から 5°	5°

- ✓ 400 メートル前方の対向車、100 メートル前方の先行車及び 75 メートル前方の対向自転車を検知した場合には、走行用前照灯を消灯すること。また、周囲の照度が 7,000 ルクスを超えた場合にも消灯すること。

(b) 前照灯（放電管式）

- 走行用前照灯（放電管式）において、複数の光源を使用する場合は LED 光源と混合した使用を認めることとする。
- すれ違い用前照灯（放電管式）における光度について、3.43L 及び 0.86D における最大光度要件を、12,500 カンデラから 18,480 カンデラに変更する。

(c) 前照灯（電球式及び LED モジュール式）

- 主要なすれ違いビームに H9 又は H9B の電球を使用する場合は、12.2V 又は 13.2V のいずれかにおける基準光束を選択できるようにする。また、13.2V を選択した場合は、基準光束以外の光束において測定を行った上で光度の補正を認めるが、12.2V を選択した場合には補正は認められないことを明確化する。

(d) 配光可変型前照灯

- 配光可変型走行用前照灯の作動を自動で制御できる機能に係る要件について、以下のとおり規定する。
 - ✓ 手動でも制御ができ、かつ、自動制御を手動で解除することができること。
 - ✓ 自動で制御していることを運転手に表示すること。
 - ✓ 下表の領域においては、周囲の車両からの光を検出できること。

センサの取付高さ（センサ開口部中心の地	2.0m 未満の場合	1.5m 以上 2.5m 以下の場合	2.0m を超える場合
---------------------	------------	--------------------	-------------

上高さ)			
水平角度	15° 左方及び 15° 右方		
上方角度	5°		
下方角度	2°	2° から 5°	5°

- ✓ 400メートル前方の対向車、100メートル前方の先行車及び75メートル前方の対向自転車を検知できること。また、周囲の照度が7,000ルクスを超えた場合に消灯すること。
- ✓ 配光要件は、下表要件を満たすこと。

パートA	測定点	位置/°		最大光度 (cd)
		水平	垂直	
	直線1右 50mの距離にある対向車	2° 右方から 4.8° 右方	0.57° 上方	625
	直線2右 100mの距離にある対向車	1° 右方から 2.4° 右方	0.3° 上方	1,750
	直線3右 200mの距離にある対向車	0.5° 右方から 1.2° 右方	0.15° 上方	5,450
	直線4 50mの距離にある先行車	1.7° 右方から 1.0° 左方	0.3° 上方	1,850
		1.0° 超えの左方から 1.7° 左方		2,500
	直線5 100mの距離にある先行車	0.9° 右方から 0.5° 左方	0.15° 上方	5,300
		0.5° 超えの左方から 0.9° 左方		7,000
	直線6 200mの距離にある先行車	0.45° 左方から 0.45° 右方	0.1° 上方	16,000
パートB	測定点	位置/°		最小光度 (cd)
		水平	垂直	
	50L	1.72° 左方	0.86° 下方	5,100
	50V	垂直面	0.86° 下方	5,100
	50R	3.43° 右方	0.86° 下方	2,550
	25RR	16° 右方	1.72° 下方	1,180
	25LL	11° 左方	1.72° 下方	1,180

- すれ違い用前照灯の光度要件を以下のとおり、変更する。
 - ✓ 水平線より上方の最小光度要件を基本すれ違い状態のみに適用することとし、また、要求値を85カンデラから50カンデラにする。
 - ✓ 8° 右方から20° 右方及び0.57° 上方の位置、8° 左方から20° 左方及び0.57° 上方の位置における測定は、範囲内のいずれか1点において要件を満たせばよいものとする。
- 光度性能安定性の試験に関して、追加光源によって短時間作動するよう設計されている場合は、すれ違い用前照灯が点灯中に限り、1分間電源を入れ、9分間電源を切るサイクルで行うものとする。

【適用時期】

- 施行日より適用する（(a)については、施行日以降に指定を受ける型式指定自動車に適用する）。

③ 前部霧灯（細目告示第 43 条、別添 52 関係）

「前部霧灯に係る協定規則（第 19 号）」及び「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正する。

【適用範囲】

- 自動車に備える前部霧灯に適用する（従前から変更なし）。

【改正概要】

- 種別 B の前部霧灯については、光束が 2,000 ルーメン以下のもののみ装備ができるよう改正する。
- 2,000 ルーメン以下の種別 F 3 の前部霧灯における垂直傾斜の要件を、取付高さにかかわらず、運転者席に乗車人員 1 人が着席時に-1.0%以下とする。

【適用時期】

- 施行日より適用する。

④ その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたため、国内法令も同様に改正を行う等所要の措置を講ずる。

(2) 装置型式指定規則の改正関係

【改正概要】

協定規則第 10 号に係る電波障害防止装置の規則番号を変更する。

3. スケジュール

公布：平成 23 年 10 月 28 日

施行：平成 23 年 10 月 28 日